



許可番号 03820015441

産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県新居浜市新田町一丁目5番12号
氏名 有限会社森井商店
代表取締役 森井 知典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日 平成31年 3月 5日
許可の有効年月日 令和 6年 2月14日

1. 事業の範囲

中間処分

切断処分：廃プラスチック類、金属くず 以上2種類
破砕処分：廃プラスチック類、がれき類 以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 切断、破砕施設 (廃プラスチック類、金属くず) 1基
設置場所：西条市船屋字一本松乙6番14
設置年月日：平成18年4月17日
処理能力：3.60t/日 (切断)、2.66t/日 (破砕)
- (2) 破砕施設 (がれき類) 1基
設置場所：西条市船屋字一本松乙6番12
設置年月日：平成23年10月10日
処理能力：2.72t/日
- (3) 保管場所 3箇所
設置場所：西条市船屋字一本松乙6番12
保管面積：①23.56㎡ (金属くず)、②11.70㎡ (廃プラスチック類)、
③28.91㎡ (がれき類)
保管上限：①②③各19.0㎡

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 当初許可 昭和52年11月14日
- 更新許可 昭和63年 2月15日
- 更新許可 平成 6年 2月15日
- 更新許可 平成11年 2月15日
- 更新許可 平成16年 2月15日
- 更新許可 平成21年 3月10日
- 更新許可 平成26年 2月27日
- 変更届出 (切断施設2基の廃止、保管場所 (新居浜市新田町) の廃止) 平成31年 1月28日

(裏面に続く)

(裏 面)

○更 新 許 可

平成31年 3月 5日

○代表者変更(旧：森井 篤隆)

令和 元年 7月 1日

○本店所在地変更(旧：愛媛県新居浜市新田町一丁目5番34号)

令和 2年 3月10日

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・